

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月19日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

武蔵野市手数料徴収条例（平成12年3月武蔵野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前			
別表（第2条関係）			
番号	事務	名称	金額
1 から89の3まで （略）			
90	長期優良住宅の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する	長期優良住宅建築等計画の認定申請料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び91の項において同じ。）の場合において、一户建ての住宅を新築しようとするときは(1)ア(7)、(1)イ(7)又は(1)ウ(7)に掲げる額、一户建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは(2)ア(7)又は(2)イ(7)に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について48の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の

改正後				説明
別表（第2条関係）				
番号	事務	名称	金額	
1から89の3まで（略）				
90	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する	長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び91の項において同じ。）の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは(1)ア(7)又は(1)イ(7)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは(2)ア(7)又は(2)イ(7)に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について48の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又	字句の改正

審査

7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額) を、当該建築物における認定の申請の戸数で除して得た額 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(1) 住宅を新築しようとする場合

ア 申請に併せて市長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

(ア) 100平方メートル以内のものにつき 1件 7,200円

(イ) (略)

(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のものにつき 1件 23,000円

(エ) (略)

(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のものにつき 1件 61,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のものにつき 1件 104,000円

(キ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のものにつき 1件 172,000円

(ク) 20,000平方メートル以内のものにつき 1件 216,000円

メートルを超え、
30,000平方メートル以内のもの

(カ) 30,000平方メートル以内のもの 1件 234,000円

イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項の設計住宅性能評価書（同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第81条第2項第1号ロの限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合

(ア) 100平方メートル以内のもの 1件 16,000円

(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件 57,000円

(ロ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 1件 92,000円

(ハ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 1件 172,000円

メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの

(カ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 203,000円

字句の改正

イの削除

トル以内のもの

の

(カ) 2,500平方メ 1件 295,000円

ートルを超え、 につ

5,000平方メー き

トル以内のもの

(カ) 5,000平方メ 1件 455,000円

ートルを超え、 につ

10,000平方メー き

トル以内のもの

(キ) 10,000平方メ 1件 828,000円

ートルを超え、 につ

20,000平方メー き

トル以内のもの

(ク) 20,000平方メ 1件 1,132,000

ートルを超え、 につ 円

30,000平方メー き

トル以内のもの

(ケ) 30,000平方メ 1件 1,373,000

ートルを超える につ 円

もの き

ウ ア及びイ以外の場合

(ア) 100平方メー 1件 47,000円

トル以内のもの につ

き

(イ) 100平方メー 1件 109,000円

トルを超え、 につ

500平方メー ト き

ル以内のもの

(ウ) 500平方メー 1件 175,000円

トルを超え、 につ

1,000平方メー き

トル以内のもの

(エ) 1,000平方メ 1件 345,000円

イ ア以外の場合

(ア) 100平方メー 1件 52,000円
トル以内のもの につ
き

(イ) 100平方メー 1件 122,000円
トルを超え、につ
500平方メート き
ル以内のもの

(ウ) 500平方メー 1件 196,000円
トルを超え、につ
1,000平方メー き
トル以内のもの

(エ) 1,000平方メ 1件 386,000円

ウの繰上げ及び
字句の改正。字
句の改正

字句の改正

字句の改正

字句の改正

メートルを超え、
2,500平方メートル以内
のもの

(ア) 2,500平方メートル 1件 617,000円

メートルを超え、
5,000平方メートル以内のもの

(カ) 5,000平方メートル 1件 1,062,000

メートルを超え、
10,000平方メートル以内のもの

(キ) 10,000平方メートル 1件 1,964,000

メートルを超え、
20,000平方メートル以内のもの

(ク) 20,000平方メートル 1件 2,809,000

メートルを超え、
30,000平方メートル以内のもの

(ケ) 30,000平方メートル 1件 3,443,000

メートルを超える
もの

(コ) 30,000平方メートル 1件 3,443,000

メートルを超える
もの

(カ) 30,000平方メートル 1件 3,443,000

メートルを超える
もの

(ケ) 30,000平方メートル 1件 3,443,000

メートルを超える
もの

(コ) 30,000平方メートル 1件 3,443,000

(2) 住宅を増築し、又は改築しようとする
場合

ア 申請に併せて(1)アに規定する書類
が提出された場合

(ア)から(エ)まで (略)

(ア) 2,500平方メートル 1件 88,000円

メートルを超え、
5,000平方メートル以内のもの

(カ) 5,000平方メートル 1件 151,000円

メートルを超え、
もの

10,000平方メートル以内のもの

(キ) 10,000平方メートル以内のもの 1件 250,000円

10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの

(ク) 20,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 1件 311,000円

20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの

(ケ) 30,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 1件 336,000円

30,000平方メートルを超えるもの

イ ア以外の場合

(ア) 100平方メートル以内のもの 1件 68,000円

100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件 160,000円

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 1件 255,000円

1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの

(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 1件 504,000円

2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 1件 903,000円

5,000平方メートル以内のもの

	10,000平方メートル以内のもの			
(キ)	10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1件	<u>242,000円</u>	字句の改正
(ク)	20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの	1件	<u>284,000円</u>	字句の改正
(ケ)	30,000平方メートルを超えるもの	1件	<u>304,000円</u>	字句の改正
イ	ア以外の場合			
(ア)	100平方メートル以内のもの	1件	<u>78,000円</u>	字句の改正
(イ)	100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件	<u>183,000円</u>	字句の改正
(ウ)	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件	<u>293,000円</u>	字句の改正
(エ)	1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	1件	<u>579,000円</u>	字句の改正
(オ)	2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件	<u>1,037,000円</u>	字句の改正

			(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1 件	<u>1,552,000</u>	円	
			(キ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの	1 件	<u>2,872,000</u>	円	
			(ク) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの	1 件	<u>4,106,000</u>	円	
			(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの	1 件	<u>5,032,000</u>	円	
91	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請手数料	当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じ、当該長期優良住宅建築等計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、90の項(1)ア(ア)から(ケ)まで、 <u>同項(1)イ(ア)から(ケ)まで又は同項(1)ウ(ア)から(ケ)までに掲げる額</u> （当該住宅が一户建ての住宅の場合においては、 <u>同項(1)ア(ア)、同項(1)イ(ア)又は同項(1)ウ(ア)に掲げる額</u> ）、当該長期優良住宅建築等計画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、 <u>同項(2)ア(ア)から(ケ)まで又は同項(2)イ(ア)から(ケ)までに掲げる額</u> （当該住宅が一户建ての住宅の場合においては、 <u>同項(2)ア(ア)又は同項(2)イ(ア)に掲げる額</u> ）（申				

			(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1件 1,782,000円	字句の改正
			(キ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 1件 3,296,000円	字句の改正
			(ク) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 1件 4,710,000円	字句の改正
			(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 5,770,000円	字句の改正
91	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請手数料	当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じ、当該長期優良住宅建築等計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、90の項(1)ア(7)から(ケ)まで又は同項(1)イ(7)から(ケ)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項(1)ア(7)又は同項(1)イ(7)に掲げる額）、当該長期優良住宅建築等計画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、同項(2)ア(7)から(ケ)まで又は同項(2)イ(7)から(ケ)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項(2)ア(7)又は同項(2)イ(7)に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進	字句の改正 字句の改正

		<p>請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について48の3の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）を、当該建築物における変更の認定の申請の戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>
92	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等</p>	<p>認定を受けた長期優良住宅建築等に基づく建築に係る住宅譲受人を決定し</p> <p>1件につき</p> <p>2,100円</p>

			<p>に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について48の3の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）</p>	<p>字句の削除</p>
<p>92</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は管理者等が選</p>	<p>認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定し</p>	<p>1件につき 2,300円</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>

	計画の変更の認定申請に対する審査	場合の当該計画の変更認定申請手数料		
93	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継	1件につき	2,100円

	<p>任された た場合 における る長期 優良住 宅建築 等計画 の変更 の認定 の申請 に対する る審査</p>	<p>た場 合又 は管 理者 等が 選任 され た場 合の 当該 計画 の変更 の認 定申 請手 料</p>		<p>字句の追加</p>
93	<p>長期優 良住宅 の普及 の促進 に関する 法律第 10条 の規定 に基づ く長期 優良住 宅建築 等計画 の認定 を受け た地位 の承継</p>	<p>長期優 良住宅 建築等 計画の 認定を 受けた 地位の 承継の 申請手 料</p>	<p>1件 につ き 2,300円</p>	<p>字句の改正</p>

の承認
の申請
に対す
る審査

94から104まで (略)

105 (略)

付 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、別表105の項を同表106の項とし、同表104の項の次に1項を加える改正は、同年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別表91の項の規定は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整

	の承認 の申請 に対する 審査					
94から104まで (略)						
105	武蔵野 市男女 平等の 推進に 関する 条例（ 平成29 年3月 武蔵野 市条例 第1 号）第 18条第 2項に 規定す る届出 又は提 出を受 理した ことを 証する 書面の 交付	パー トナ ーシ ップ 届受 理証 又は パー トナ ーシ ップ 公正 証書 等受 理証 の交 付手 数料	携帯用カード形式	1通	350円	項の追加
			掲示形式	1通	1,400円	
106	(略)					項の繰下げ

備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。この場合において、改正前の別表91の項中「、同項(1)イ(7)から(7)まで又は同項(1)ウ(7)から(7)まで」とあるのは「又は同項(1)イ(7)から(7)まで」と、「、同項(1)イ(7)又は同項(1)ウ(7)」とあるのは「又は同項(1)イ(7)」と読み替えるものとする。

（提案理由）

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の改正並びにパートナーシップ届受理証交付手数料等の新設に伴うほか、所要の改正をするものである。